

調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計（指定統計第 23 号）として、全国の卸売業及び小売業の事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）。

(3) 調査の期日

平成 16 年 6 月 1 日現在

なお、商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。今回は第 2 回目の簡易調査であり、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施された。

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおり。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日	①	昭和 45 年	6 月 1 日	①	平成元年	10 月 1 日	③
昭和 29 年	9 月 1 日	①	昭和 47 年	5 月 1 日	①	平成 3 年	7 月 1 日	②
昭和 31 年	7 月 1 日	①	昭和 49 年	5 月 1 日	①	平成 4 年	10 月 1 日	③
昭和 33 年	7 月 1 日	①	昭和 51 年	5 月 1 日	①	平成 6 年	7 月 1 日	②
昭和 35 年	6 月 1 日	①	昭和 54 年	6 月 1 日	①	平成 9 年	6 月 1 日	②
昭和 37 年	7 月 1 日	①	昭和 57 年	6 月 1 日	①	平成 11 年	7 月 1 日	②
昭和 39 年	7 月 1 日	①	昭和 60 年	5 月 1 日	②	平成 14 年	6 月 1 日	②
昭和 41 年	7 月 1 日	①	昭和 61 年	10 月 1 日	③	平成 16 年	6 月 1 日	②
昭和 43 年	7 月 1 日	①	昭和 63 年	6 月 1 日	②			

注) ①：卸売・小売業、飲食店 ②：卸売・小売業（平成 11、16 年は簡易調査） ③：一般飲食店

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類 J－卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

簡易調査は、民営（国、地方公共団体以外）の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も対象としている。しかし、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など有料施設内の事業所は調査の対象外となる（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象となる。）。なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とする。

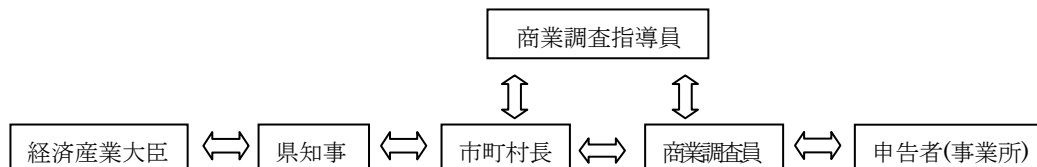
(5) 調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その事業所が調査単位となる。同一の経営者が支店を持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査対象となる。

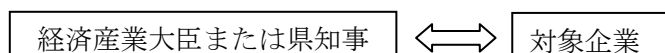
(6) 調査の経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



- ② 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は県へ直接提出する本社等一括調査方式



(7) 調査事項

巻末の調査票（見本）による（商業事業所はA欄及びB欄が記入対象）。

2 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて有体的商品を購入して販売する事業所をいう（同一企業に属する他の事業所との間で、帳簿上商品の振替が行われるものも含まれる。）。

(2) 従業者及び就業者

調査日現在で、その事業所の業務に従事している者で、従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、法人及び団体の「有給役員」、「常用雇用者」（「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」）の計をいう。就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を加え、「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」（平成16年から調査）を除いたものをいう。

(3) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の実績で消費税額を含む。

なお、この期間で記入することが困難な場合は、最寄りの決算日前1年間の実績による。

(4) 売場面積（小売業のみ）

事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積の無い事業所は調査をしていない。

(5) セルフサービス事業所（小売業のみ）

セルフサービス方式を採用し、この方式による販売を売場面積の50%以上行っている事業所をいう。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段がつけられていること。

- ② 備え付けの買物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式。
- ③ 売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式。

(6) 一般的な産業分類の格付け

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は、原則として次の方法によって決定する。まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって、卸売業、小売業を決定する。卸売販売額と小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けする。卸売業か小売業のいずれかに決定された後、卸売業、小売業いずれかの上位3品目のうち商品分類番号が上位2桁で最も販売額が多いものによって中分類業種を決定し、その中分類に属する商品のうち商品分類番号3桁で販売額の最も多いものによって小分類業種を決定する。

(注) 平成16年調査は簡易な調査であり、商品分類は、本調査の5桁分類から3桁分類の大きな括りにしている。また、小分類の一部を細分化し、3桁目にアルファベットをつけている。

(7) 例外的な産業分類の格付け

① 各種商品卸売業

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類を生産財(501, 522, 523, 524)、資本財(521, 531, 532, 533, 539)、消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額がいずれも卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所を「49A 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」に格付けする。

② その他の各種商品卸売業

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類を生産財(501, 522, 523, 524)、資本財(521, 531, 532, 533, 539)、消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の3財に分け、3財にわたる商品を販売していて、各財の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所を「49B その他の各種商品卸売業」に格付けする。

なお、平成14年調査において「4912 その他の各種商品卸売業」に格付けられた事業所は「49B その他の各種商品卸売業」とみなす。ただし、従業者が100人以上となった場合は、一般的な方法による格付けとする。

③ 百貨店、総合スーパー

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58, 59, 60)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所を「551 百貨店、総合スーパー」に格付けする。

なお、平成14年調査において「5511 百貨店、総合スーパー」に格付けられた事業所は「551 百貨店、総合スーパー」とみなす。ただし、従業者が50人未満となった場合は「559 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」とみなす。

④ その他の各種商品小売業

衣(中分類56)、食(同57)、住(同58, 59, 60)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所を「559 その他の各種商品

小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」に格付けする。

なお、平成 14 年調査において「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」に格付けられた事業所は「559 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」とみなす。ただし、従業者が 50 人以上となった場合は、一般的な方法による格付けとする。

⑤ 各種食料品小売業

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、小分類 572 から 579 までのうち、3 つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の 50% に満たない事業所を「571 各種食料品小売業」に格付けする。

なお、平成 14 年調査において「5711 各種食料品小売業」に格付けられた事業所は「571 各種食料品小売業」とみなす。

⑥ コンビニエンスストア

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m² 以上 250 m² 未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所を「57D コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に格付けする。

⑦ たばこ・喫煙具専門小売業

小売販売額に占めるたばこ・喫煙具の販売額が 90% 以上の事業所を「60P たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けする。

⑧ 代理商，仲立業

年間商品販売額とその他の収入額を比較し、その他の収入額のうち仲立手数料が多い事業所を「54A 代理商，仲立業」に格付けする。

なお、平成 14 年調査において「5497 代理商，仲立業」に格付けられた事業所は「54A 代理商，仲立業」とみなす。

(8) 広域行政圏

広域行政圏計画策定要綱（平成 12 年 3 月 31 日自治振第 53 号）に基づき広島県知事が設定（平成 12 年 11 月 8 日）した地域であり、区分は次のとおり。

圏 域 名	市 町 村 名
大都市 周辺 地域	広 島 広島市，府中町，海田町，熊野町，坂町
広 域 市 町 村 圏	広 島 西 大竹市，廿日市市，大野町，湯来町，宮島町
	呉 呉市，江田島町，音戸町，倉橋町，蒲刈町，能美町，沖美町，大柿町，安浦町，豊浜町，豊町
	芸 北 安芸高田市，加計町，筒賀村，戸河内町，芸北町，大朝町，千代田町，豊平町
	広 島 中 央 竹原市，東広島市，黒瀬町，福富町，豊栄町，大和町，河内町，安芸津町，大崎上島町
	尾 三 三原市，尾道市，因島市，本郷町，瀬戸田町，御調町，久井町，向島町，甲山町，世羅町，世羅西町
	福山・府中 福山市，府中市，沼隈町，神辺町，油木町，神石町，豊松村，三和町
	備 北 三次市，庄原市，総領町，西城町，東城町，口和町，高野町，比和町

3 集計と編集

平成 16 年商業統計調査結果の各巻の編集は次のとおり。

種 類	名 称	主 な 内 容
確 報	平成 16 年商業統計調査結果報告	産業分類別の従業者規模別等の階級別統計表 市区町村別の産業分類表
二次加工	平成 16 年広島県の業態別小売業	小売事業所の市区町村別・業態別統計表
	平成 16 年広島県の商店街	小売事業所の市区町村別・立地環境特性別統計表 商業集積地区別統計表

4 記号及び注記

- (1) この報告書の数値は、本県で独自に集計したものであり、経済産業省から公表される「商業統計表」の数値と相違する場合がある。
- (2) 集計に用いた市町村区域は、調査日現在（平成 16 年 6 月 1 日）による。
なお、「調査結果の概要」において、前回（平成 14 年）数値については、調査日現在の市町村に置き換えて増減率等の算出を行っている。
- (3) 統計表中の X は、その数字に該当する事業所数が 1 又は 2 の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。
なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が 3 以上でも X で秘匿した。
- (4) 構成比及び年間商品販売額については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- (5) 記号の用法は、次のとおりとした。
「－」：実績数値のないもの 「0」, 「0. 0」：四捨五入による単位未満のもの
「X」：数字を秘匿したもの 「▲」：マイナス
- (6) 「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」は平成 16 年の新規調査項目となっているため、「調査結果の概要」中、就業者数について前回比較を行っている箇所については、「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を含んだものを用いている。
- (7) 経営組織が「法人でない団体」の事業所は、個人経営の事業所に含めて表章している。
- (8) 調査結果の表上、広島市については、区の数値も掲載している。
- (9) この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部管理総室経済統計室商業統計グループ

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 - 52

電話 082 - 228 - 2111 (内線 2541)

082 - 513 - 2541 (ダイヤル)

本書の内容については、広島県の統計ホームページ「広島の統計」にも掲載されています。

ホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.jp/toukei/index.html>